

「地域の自治を考える連続セミナー」出張講座実施計画

2015年11月10日

1 目的

「伊賀市ゆめぼりすセンター包括協定書（平成26年3月）添付資料 伊賀市ゆめぼりすセンターの指定管理者の仕様書 7 業務内容（1）施設の運営に関すること ②（ク）センターの視察や見学の申込、住民自治活動等に関する出前講座の依頼を随時受け付け対応すること」を根拠とした業務。

主催者は政策研究ネットワーク「なら・未来」で、地域自治プロジェクト担当の木原勝彬氏は本年7月5日コミュニティ政策学会主催、第14回伊賀大会「地域の自律的発展のためのコミュニティ政策」における分科会Ⅱー(7)「コミュニティ政策と地方議会」の報告者である（当日はローカル・ガバナンス研究所所長としての登壇）。

今回木原氏より講師依頼のあったこのセミナーは全13回で、毎月1回ほぼ1年かけて様々な角度から「地域自治」に光を当て、住民、自治団体関係者、行政担当者、議員、研究者等々広く関係者の参加を募り、本当に必要な自治のあり方とは？を検討するものとの趣旨が打診時に提示された。

出張講座講師としての講義は2016年8月の予定（2名の講師で持ち時間は各30分づつ）であるが、各回ともグループディスカッションや参加者間の検討会が予定されており、そこで意見交換も重要であるので、出来得る限り各回への参加を前提とし、地域自治に関する広範な情報、実情、考え方の論議に参加し、センターでの支援業務に寄与できればと考えている。

2 実施日時（予定）・会場

2015年11月29日を第1回とし、2016年11月まで毎月1回

講師としての参加は2016年8月「第10回」

演題は「地域自治の支援体制の確立に向けて」

会場は奈良市内。他の講師は認定NPO法人しがNPOセンター代表理事阿部圭宏氏である。

3 実施概要

① タイトル

「地域自治の支援体制の確立に向けて」伊賀市市民活動支援センター（公設民営）の機能・役割など。

② 業務との関連

ゆめぼりすセンター事業としての自治研修会での実態や、日常的な地元での支援体制に基づき、住民自治協の運営の最前線で活躍する役職員、事務職及び地域住民からの「小学校区単位での自治組織」について、できる限り生の声を報告しながら、団体設立後11年目の実態を紹介。

「ホンネで語り合おう！伊賀の自治（仮称）」を支えて頂く自治協関係者にも、このようなセミナー参加も促し、ともに「自治活動」についての知見を広める一助としたい。伊賀域外での研修であるが、伊賀地域と隣接した奈良市でのムーブメントでもあり、ここで勉強した内容をに持ち帰り、伊賀の自治活動推進に役立てればと思う。

③ 参加人数

各回 60名前後

4 問い合わせ先及び運営・事務取次

主催 政策研究ネットワーク「なら・未来」

地域自治プロジェクト担当 木原勝彬

TEL 090-6673-3452 FAX 0742-61-8859

e-mail kihara-lgi@sl.sub.jp

伊賀市ゆめぼりすセンター

森本欣秀

TEL 0595-22-1511 FAX 0595-22-0317

e-mail igasksc@ict.ne.jp

地域の自治を考える連続セミナー

～住民による、住民のための自治の仕組みづくりを求めて～

主 催：政策研究ネットワーク「なら・未来」
後 援：奈良市、奈良市教育委員会、奈良県

地域自治の推進には、また地域自治協議会の活動を持続させるためには財源確保は必須の条件です。そのすべてを行政の補助金、交付金等に依存するわけにはいきません。

地域のニーズにあったサービスを、地域で自ら提供するコミュニティビジネスへの期待が高まっています。第9回は、自主財源の開拓の可能性をコミュニティビジネスの視点から追求してみたいと思います。

続く第10回は、民間の支援体制づくりについて話し合いたいと思います。地域の悩み、地域自治の仕組みづくりへの助言、協議会運営の悩みなど、地域に寄り添う日常的な支援は不可欠です。専門家、NPO、大学等も含めた支援体制の構築の可能性、支援にかかる行政との役割分担等について検討したいと思います。

多くの皆さんのご参加をお待ちしております。

第9回 地域自治の財源確保について

日 時：2016年7月16日(土)
13:30～17:00

■ 講 師



会 場：奈良市 生涯学習センター 3階学習室
JR奈良駅より南東方向徒歩10分(杉ヶ町23番地)
TEL: 0742-26-8811

- コミュニティビジネスによる地域の活性化
- うだ夢創の里(宇陀市)の地域おこし
- 質疑応答

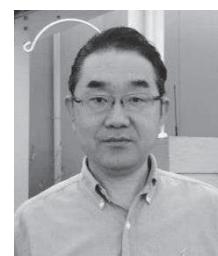
反田博俊さん
NPO法人奈良NPO
センター 理事長

仲尾京子さん
NPO法人うだ夢創の
里理事長

第10回 地域自治の支援体制の確立に向けて

日 時：2016年8月27日(土)
13:30～17:00

■ 講 師



会 場：奈良市 生涯学習センター 3階学習室
JR奈良駅より南東方向徒歩10分(杉ヶ町23番地)
TEL: 0742-26-8811

- 伊賀市市民活動支援センター(公設民営)の機能・役割など
- NPOによる支援ネットワークの可能性～地縁組織とNPOの連携・協働に向けて～
- 質疑応答

森本欣秀さん
伊賀市ゆめぱりすセンター長

阿部圭宏さん
認定NPO法人しがNPOセンター代表理事、滋賀大学社会連携研究センター客員教授

各回毎に… 資料代：一般500円 議員1000円、定員：100名

お問合せ：政策研究ネットワーク「なら・未来」地域自治プロジェクト担当 木原勝彬

・お申込み TEL: 090-6673-3452 FAX: 0742-61-8859

E-mail: kihara-lgi@sl.sub.jp

*** 第〇回・お名前・ご住所・連絡先・所属団体名をお書きいただき ***
開催日の3日前までにお申し込みをお願いいたします。



地域の自治を考える連続セミナー～住民による、住民のための自治の仕組みづくりを求めて～

全13回 13:30～17:00 (回により変動)
第1部 講師による講義
第2部 質疑応答、参加者によるディスカッション、全体討議
資料代 一般 500円、議員 1000円
定員 100名

第1回 2015年11月29日(日)
奈良市生涯学習センター
「奈良市の地域自治の動きを知ろう！」
・奈良市のコミュニティ政策と協働政策の流れ
～過去・現在～
・市民参画及び協働のまちづくり審議会の答申にみる
地域自治協議会～地域と行政のこれから～

第2回 2015年12月5日(土)
奈良県中小企業会館
「基本編 その1」
・住民にとって自治とは何だろう?
～自治の話あれこれ～

第3回 2016年1月23日(土)
奈良市生涯学習センター
「基本編 その2」
町内会・自治会のこれからを考えよう!
・そもそも町内会・自治会とは何だろう?
～歴史、現在の実態、これからのあり方を考える～

第4回 2016年2月27日(土)
奈良市生涯学習センター
「基本編 その3 地域活動力の強化に
結びつく地域自治の仕組みづくりとは?」
・地域コミュニティ活性化と地域自治の仕組みづくり
～つながる力、組織力、運営力をどう強化するか～

第5回 2016年3月19日(土)
奈良市生涯学習センター
「実践編 その1 協議会の設立・運営など」
・伊賀市柘植地域まちづくり協議会の取り組み
～自治条例に基づく地域自治活動10年～
・神戸市竹の台地域委員会の取り組み
～地域主導の地域自治の仕組みづくり8年～

第6回 2016年4月23日(土)
奈良市生涯学習センター
「実践編 その2」
協議の「場」と地域教育協議会の試み
・桜井市朝倉台地域プラットフォームの取り組み
・中学校区での地域教育協議会の取り組み

第7回 2016年5月21日(土)
奈良市生涯学習センター
「実践編 その3 持続可能な地域づくりに向けて」
・五條新町のまちづくり22年
～地域経営発想による歴史的町並み保存と再生～
・奈良町のまちづくり36年
～多様な主体の相乗効果による歴史的市街地の活性化～

第8回 2016年6月18日(土)
奈良市生涯学習センター
「実践編 その4 少子・高齢化への対応」
・地域づくり組織を核とする子育て支援システム
(名張版ネウボラ)の構築に向けて
・新地域支援事業における住民参加のまちづくり
～神戸市東灘区の協議体による地域包括ケアづくり～

第9回 2016年7月16日(土)
奈良市生涯学習センター
「地域自治の財源確保に向けて」
・コミュニティビジネスによる地域の活性化
・うだ夢創の里(宇陀市)の地域おこし

第10回 2016年8月27日(土)
奈良市生涯学習センター
「地域自治の支援体制の確立に向けて」
・伊賀市市民活動支援センター(公設民営)の
機能・役割など
・NPOによる支援ネットワークの可能性
～地縁組織とNPOの連携・協働に向けて～

第11回 2016年9月17日(土)
奈良市生涯学習センター
「地域と行政の新たな関係の構築に向けて」
・行政の地域自治への向き合い方
～職員・組織・税財源など～

第12回 2016年10月15日(土)
会場は未定
「地域と議会の新たな関係の構築に向けて」
・議員・議会の地域自治への向き合い方
～市民の代表である議員・議会の役割は～

第13回 2016年11月19日(土)
会場は未定
「地域の自治のこれからを考えるフォーラム」
◆基調講演
これからの自治体運営と地域自治の可能性
◆パネルディスカッション

※ 開催予定のセミナー内容・会場は現段階のもので、変更する可能性があります。

伊賀市市民活動支援センター (公設民営)の機能・役割

三重県伊賀市
伊賀市ゆめぼりすセンター





伊賀市ゆめぽりすセンター

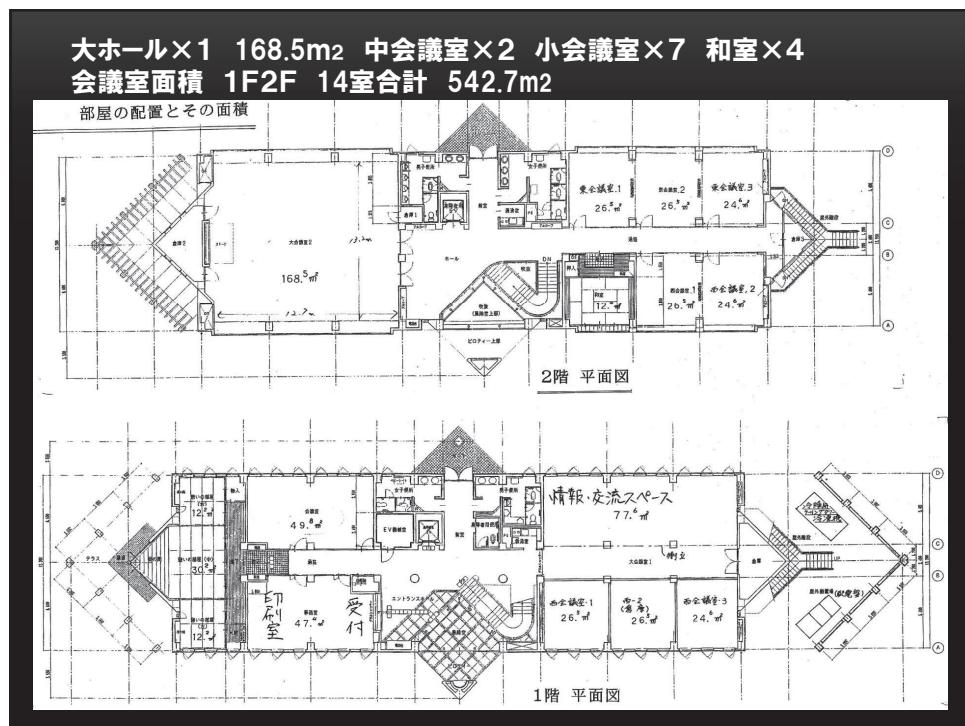
1997年(平成9年)9月竣工

本年(2016年)で19年

2004年 11月 1日 伊賀市合併
(H16) 12月 24日 伊賀市自治基本条例制定

2005年 4月 1日 伊賀市市民活動支援センタ
(H17) 一開設

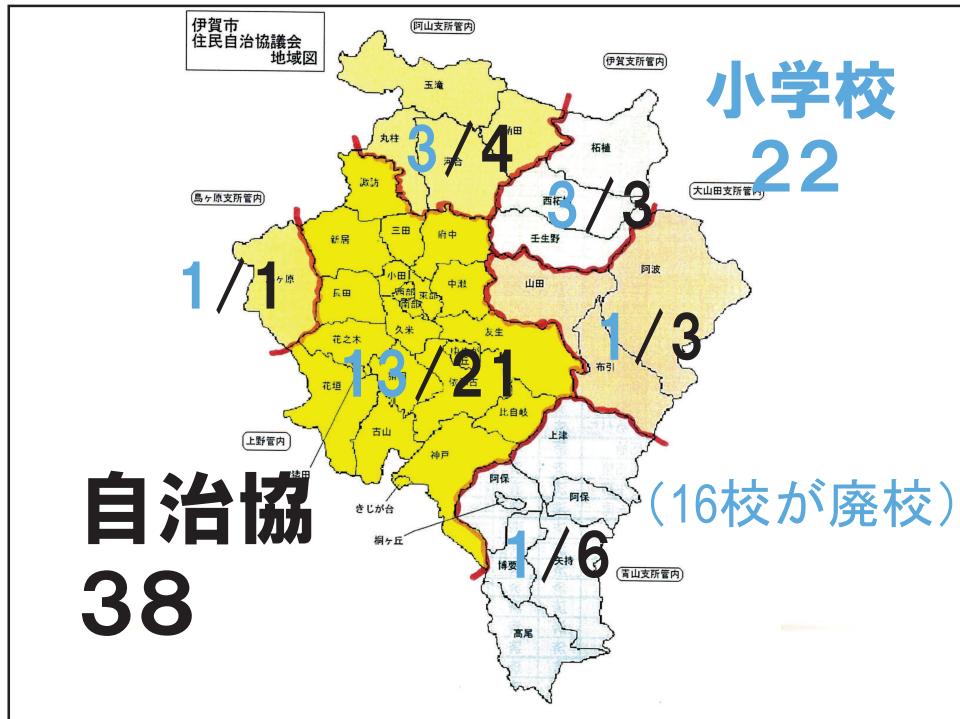
2007年 9月 1日 「支援センター」が
(H19) ゆめぽりすセンターに移転
(施設竣工後10年目)











2004年 11月 1日 伊賀市合併
(H16) 12月 24日 伊賀市自治基本条例制定

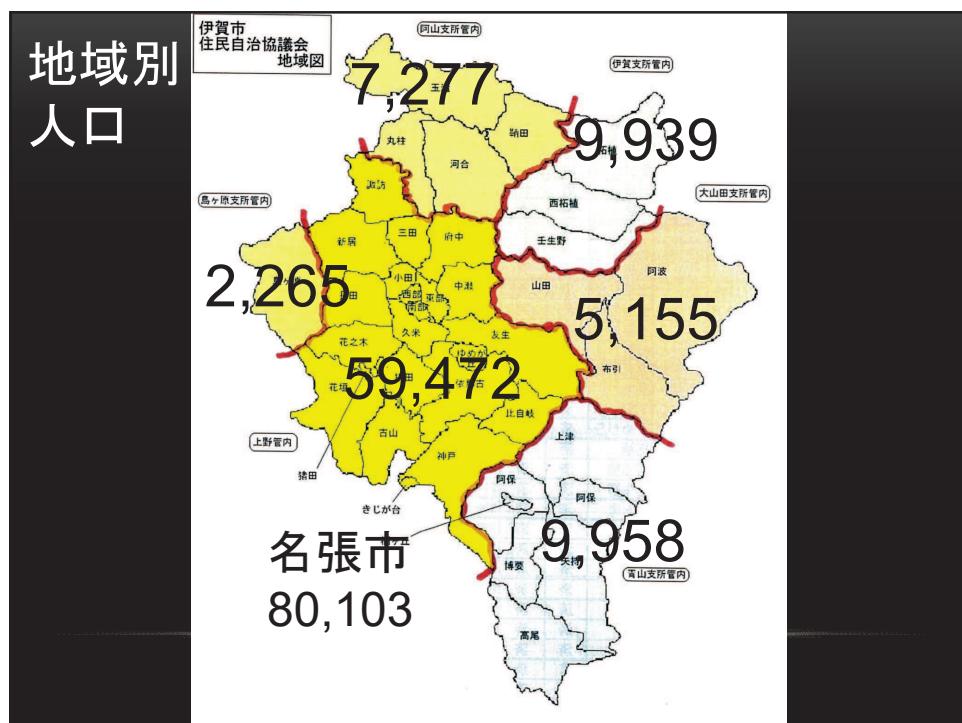
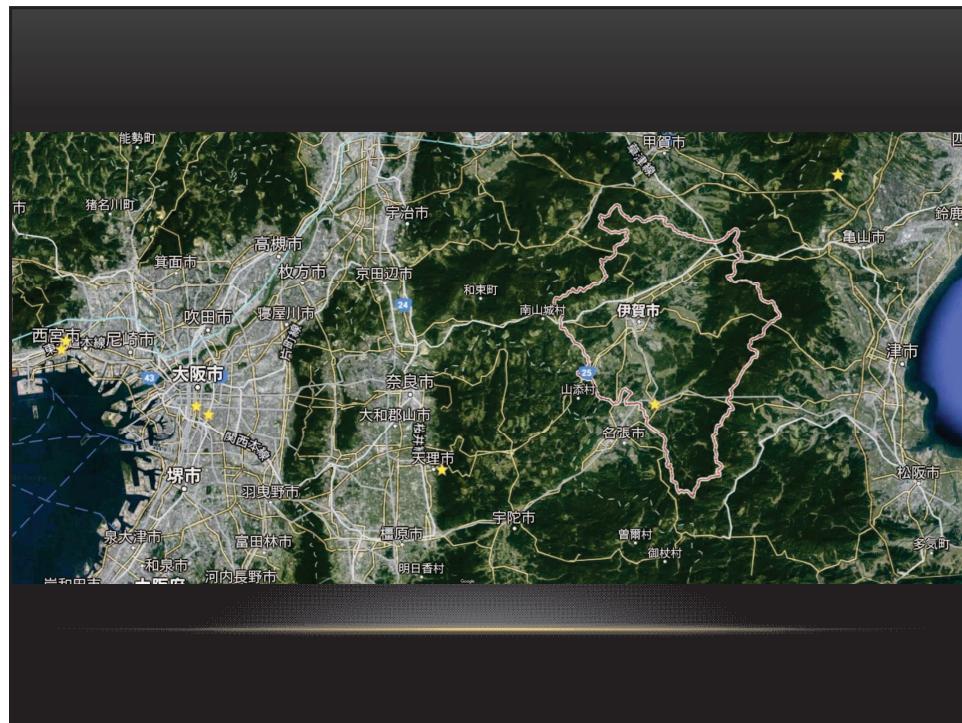
2005年 4月1日 伊賀市市民活動支援センター開設

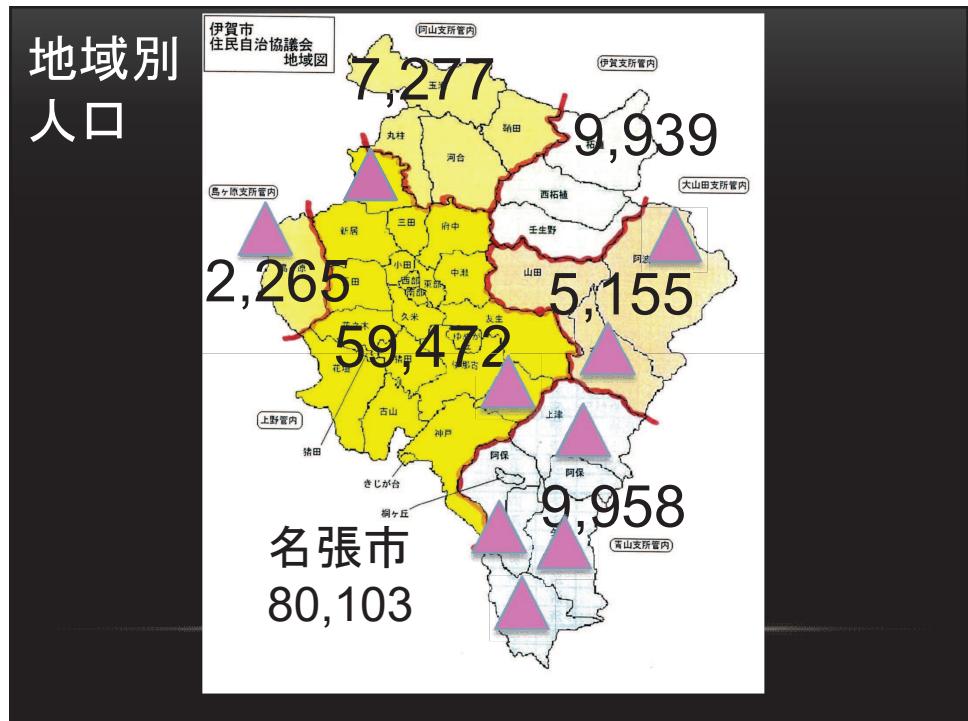
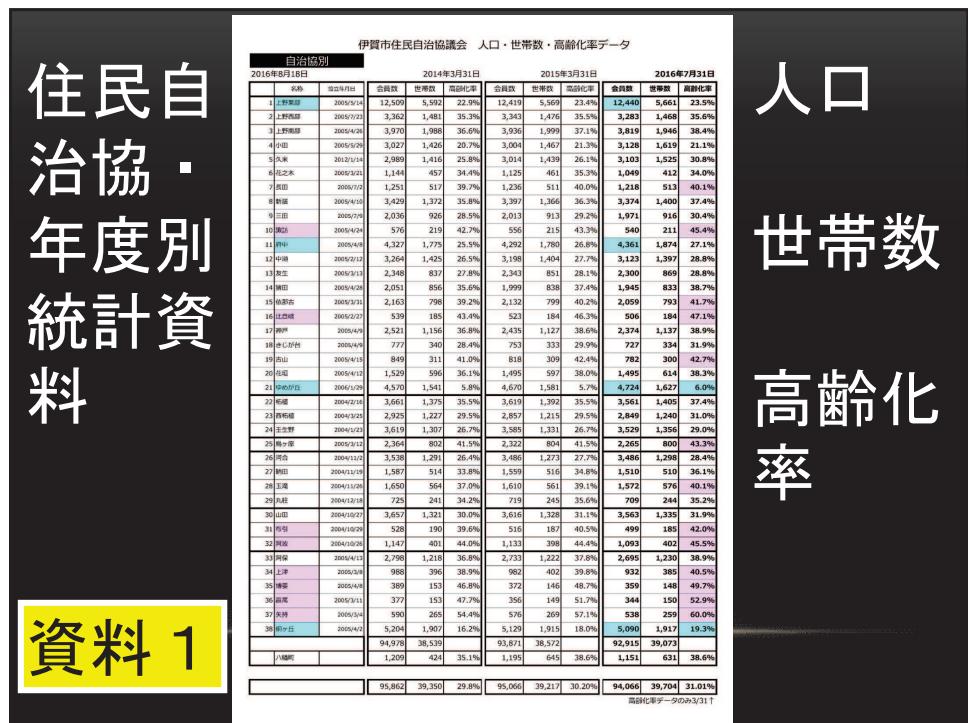
**2007年
(H19) 9月1日 「支援センター」が
ゆめほりすセンターに移転**

2004年 (H16)	11月 1日 12月 24日	伊賀市合併 伊賀市自治基 本条例制定	1月23日壬生野協設 立～10団体設立 伊 賀・大山田・阿山
2005年 (H17)	4月 1日	伊賀市市民活 動支援センタ ー開設	26団体設立 累計36自治協成立 2006年1月29日ゆめ が丘協設立 37
2007年 (H19)	9月 1日	「支援センター 」が ゆめぱりすセ ンターに移転	2012年 久米 38

住民自治協議会もつくられました







「自治活動」に携わる市民の意識調査

「生」のヒアリングデータとして、市担当課に提出し、現状説明

資料 2

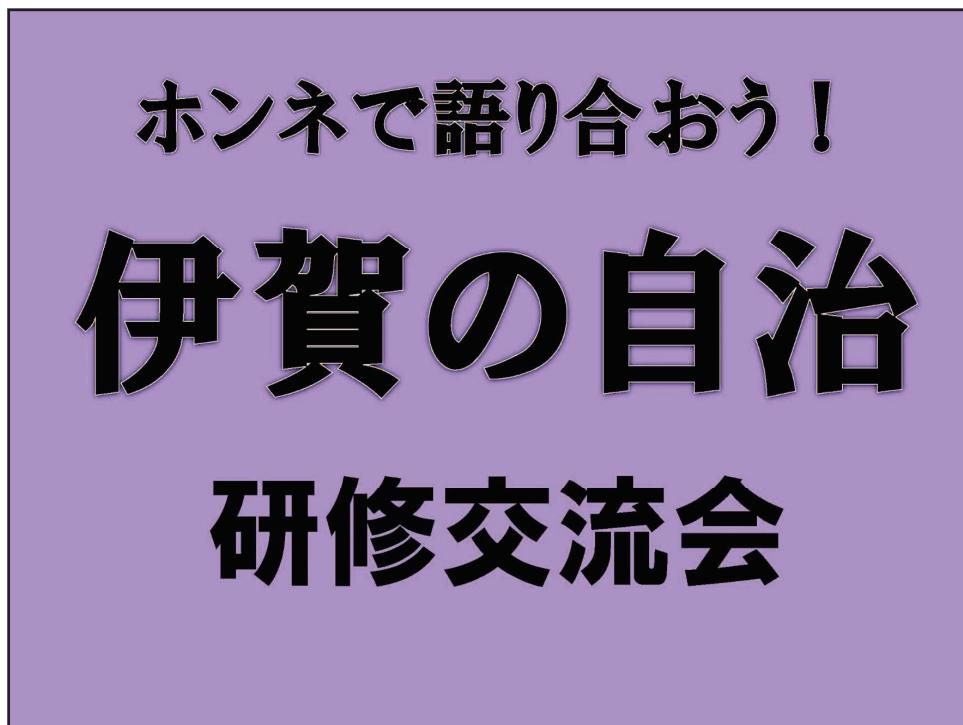
市と自治協の信頼関係の問題や、現状の閉塞感を打破したい。

何事も、本音で話し合いができるようにななければ……
先に進まない。

指定管理者の「自主事業」枠での「研修」として、ともに自治を考え、推進する場をつくる。

あくまで、主人公は自治活動運営に現場で携わる市民やその他住民

資料3



住民自治の先進地（？） 「伊賀流自治」

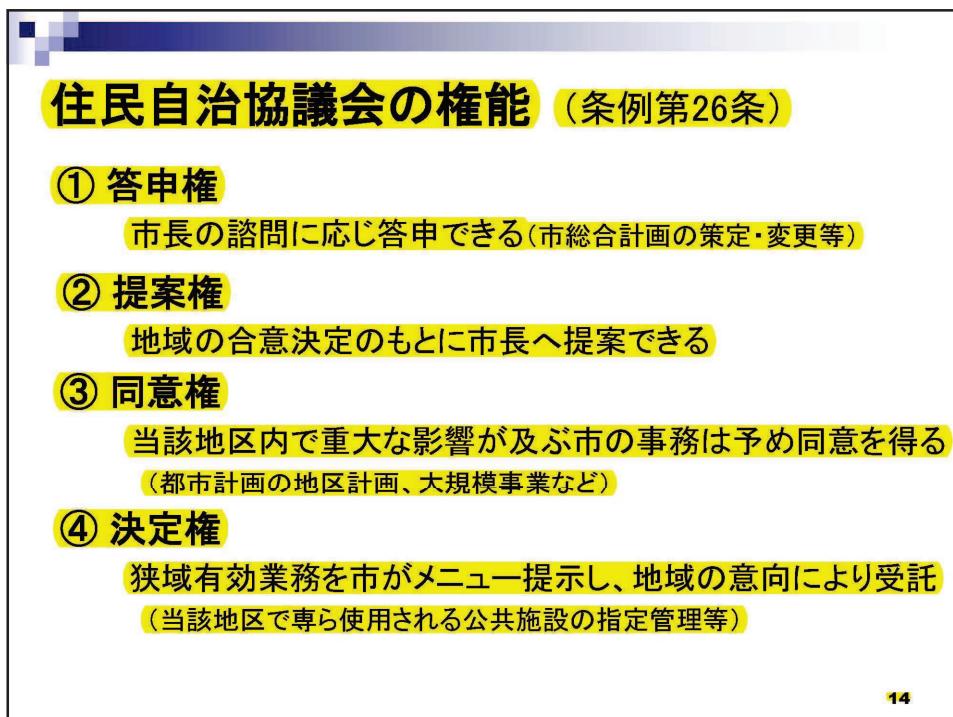
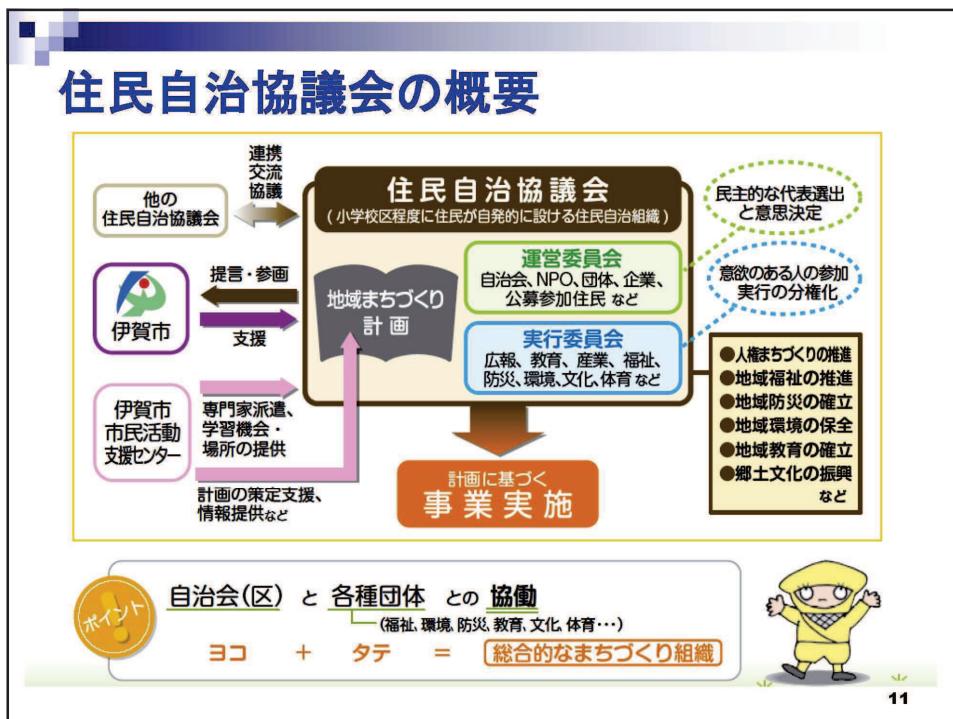
行政↔住民
一体、どこにギャップ
があるのか？再確認

伊賀流自治のしくみ



三重県 伊賀市

1



住民自治協議会への支援（条例第27条）

① 活動拠点の提供

地区市民センター（上野地区3名、他地区2名の嘱託職員を配置）
(上野と青山は公民館分館を兼ねる)

② 財政支援

地域包括交付金

地域交付金（均等割25%、人口割75%で算出。1地区平均約130万円）

コミュニティ活動交付金（旧自治会への補助金。1地区平均約290万円）

地域活動支援事業補助金（地域課題を解決する取組を公募・選定）

H25～テーマ「見守り」、市との協働事業を追加

③ 人的支援

地域担当職員（当初のみ各自治協単位に2～3名兼務配置）

住民自治を補完する機構（条例第36・37条）

市民活動支援センターの設置

支所の設置（地域振興、窓口業務、各種相談対応など）

15

まちづくりの基本原則（条例第4条、市民憲章）

1. 情報共有

広報紙発行、IT活用 ※途中経過の情報提供も重要

2. 市民参加

公募、勧誘 ※若者、女性の参加が課題

3. 計画策定

関係団体等の参画が必須

4. 補完性の原則

住民自治協議会と自治会・区との関係整理

5. 協働

多様な主体との連携 ※テーマ毎のコーディネーター、専門家の役割が重要

6. 評価

毎年度の取組を評価して次年度以降へ反映

21

取組の成果と課題

【市民・地域】

- 自治会・区を越えた人のつながりの強化(特に旧町村)
- 地域課題の解決(地域福祉、防災・防犯、教育、環境…)
- 地域振興の取組(農業、移住、集客イベント、着地型観光…)
- 行政への意見反映(答申、提案、同意、決定権)
- △活動のマンネリ化(×自己評価、×計画の見直し)
- △役員の固定化(○活動の継承・発展、×人材育成)
- ×役員の総入替えによる活動の後退・停滞(自治会・区役員の輪番制と充職)
- ×地域住民全体への浸透(一部の住民のみで実施、活動者が高齢男性に偏り)
- ×自治会・区と住民自治協議会との関係が不明確 →H23システム改善
- ×協議会の活動が上乗せされ負担感がある(自治会・区との関係、充職)

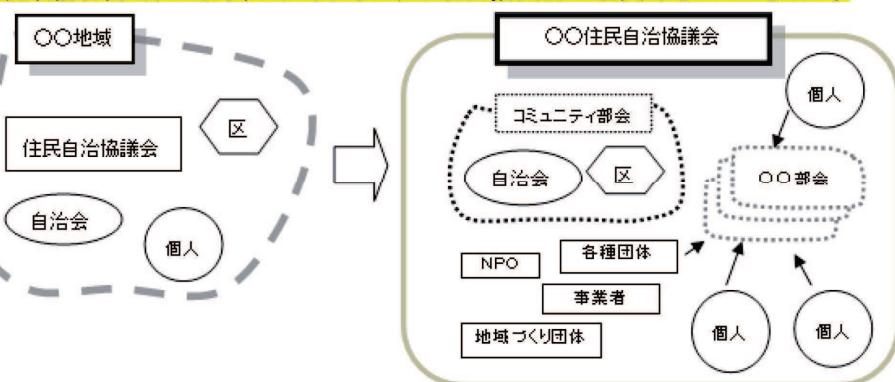
【行政】…課題のみ

- ×行政のタテ割
- ×現状把握の不足
- ×放置気味
- など

22

住民自治システムの改革(H22~23)

- 住民自治協議会は自治基本条例に基づく地区唯一の住民を代表する自治組織(公共的性格)
- 自治会は協議会の中心的役割を担う組織として、活動の継続・充実が期待される
- 協議会と市は「まちづくりに関する基本協定」を結び、協働事業(市から依頼する必須業務を含む)に取り組むとともに、地域包括交付金を受けることになった。



23

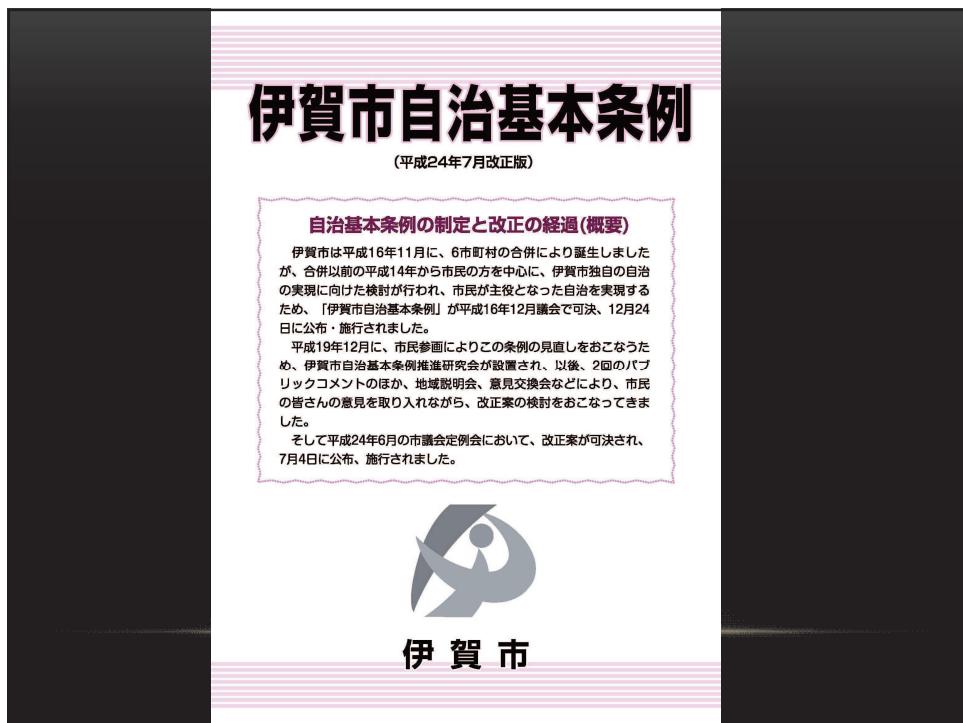
住民自治協議会
の役職員同士で
率直に意見を言
い、また聞く。

主役は「住民」
・・・・・
に徹する。

市との「本音」の話し合いの場は、「繰り返し」且つ「公開」で必要。

- ・任意の協議
- ・審議会・・・

あらゆる精力を傾け、
思いの実現に向けた場
の設営には労力を惜し
まず取り組む。



伊賀市自治基本条例のポイント

総則

自治基本条例とは？

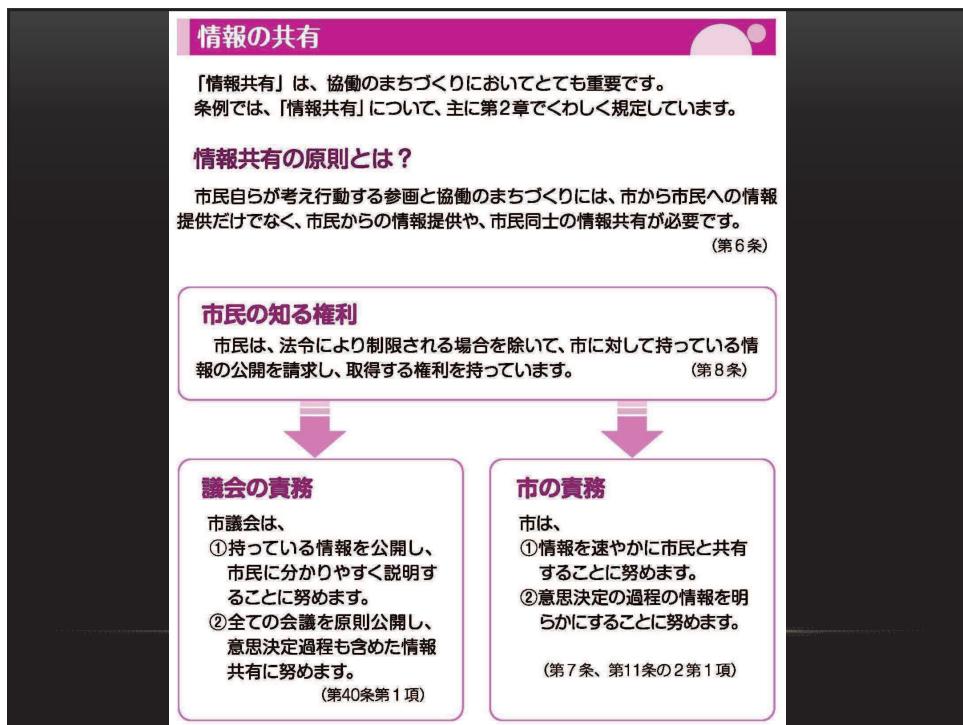
伊賀市ならではのまちづくりを目指して、自治の基本的な事項や住民自治のしくみ、市民、市議会、市それぞれが、できること、しなければならないこと、などについて定めた、**伊賀市の最高規範**です。 (第1条、第5条)

1. まちづくりのための大切な考え方

条例では、まちづくりのための基本理念を3つ定めています。 (第3条)

基本理念

- ① 補完性の原則^{*}に基づき、地域の個性が生きた自治をおこないます。
- ② 自然との共生、資源の再利用により、未来に繋がる地域をつくります。
- ③ 活発な情報共有や交流・連携によって、地域の新たな魅力をつくります。



～伊賀流自治の特徴：住民自治協議会～

住民自治協議会（自治協）とは

- ・ 地域を良くするために、地域住民により自発的に設置される組織です。
- ・ 規約をつくり、代表者を民主的に選ぶなどの要件があります。
- ・ 市長の諮問機関及び市の重要事項に関する当該地域^{*}の同意・決定機関と位置づけられます。
- ・ 自治協には、諮問権、提案権、同意権、受託決定権が付与されています。
- ・ 自治協には、その地域に住む個人や活動する団体などが自由に参加できますが、とりわけ自治会が中心的な役割を果たすことが期待されています。

(第24条、第25条、第26条)

* 当該地域…住民自治協議会単位の地域のことをいいます。

地域まちづくり計画

自治協は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた「地域まちづくり計画」を策定する必要があります。

市は、重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、地域まちづくり計画を尊重します。
(第28条)

- ・補完性の原則
- ・自然との共生
- ・情報の共有

この、**我が市の自治の大原則**に則り、これを忠実に果たそうと努力する住民に立ちふさがり、邪魔をしているのは何者か？

（自治会等も機能していないような地区や個々人がバラバラな、いわゆる「住民エゴ」が蔓延する地域の「住民意識」「住民の意見」と、農村自治が残る地域社会の『住民の声』とを同一視してはならないと考えていますし、それを支持する自治関係者も居りません。念のため。）

行政側の、施策の進め方にも現状は問題が多い。

担当課・係で、事業が影響、関連する地区の「小場」単位をひとつひとつ手分けして回り、住民との対話をする（必要ならば何度でも）方法など。

反対する意見があっても、本当にその地区（あるいは市にとって）に必要なことで、結果的に住民の幸せにつながる政策であるならば、自信を持ってその必要性について分かりやすく説明することはできないか？

自分の、大切なおじいちゃん、おばあちゃんに話すように。

住民の豊かさ、幸せにつながらない政策は見直す、止める。

- ・間接民主主義の限界
- ・国（ないし、もっと上レベル）からの政策実施の押し付け
- ・アリバイでしかない「地域住民や市民の意見を聞く」説明会＆審議会

このあたりの「壁」に対する閉塞感と、身近であるはずの「市政」担当者との意識・行動ギャップがあまりにも大きいため、意欲はあってもあきらめ気味の人材がたくさん地域に存在した（ことを知った）。

行政はこのような人材の「受け皿」には、なり得なかった。

住民自治組織（執行者）と市民活動（市民運動）をつなぐこと

↓ ↓
他地域同士やそれまで知り合う機会のなかった活動単位の知恵、力を合わせる（会わせる）役割がセンターにはある。

- ・ がれき受け入れ反対・・・目標、目的
- ・ 市長選挙・・・・・・・・目標、目的
- ・ 産廃不法投棄問題・・・・目標、目的

間接民主制や「おまかせ民主主義」から少しでも脱却しよう！自主・自立実現のため。

→ダム建設を、何としても着工したいための、ありとあらゆる策。

豊富且つ清純な各所の水源の、理由不明確な廃止決定には同意できない地域の住民

2012年、「震災がれき受け入れ」も同様の構図があった
市民の声、市民運動の進捗と、
住民自治組織、地縁組織の意思、相互連携を図る

市への働きかけ（県、国は表立って強権発動しない。しかし「市」へは、相当なプレッシャーをかける）

住民自治組織、地縁系団体（と言えども、いや「それ故に」か）、すこぶる政治的な側面あり！

住民…自民党系、公明党系、共産党系、旧労働組合活動経験者、その他

「党員」の多い地域の地縁団体は、それ自体が〇〇後援会支部、政策推進隊となる場合があるし、現実にそのように使われている現実もある。

マニフェストが、「選挙後即時」 破棄されても怒らない住民

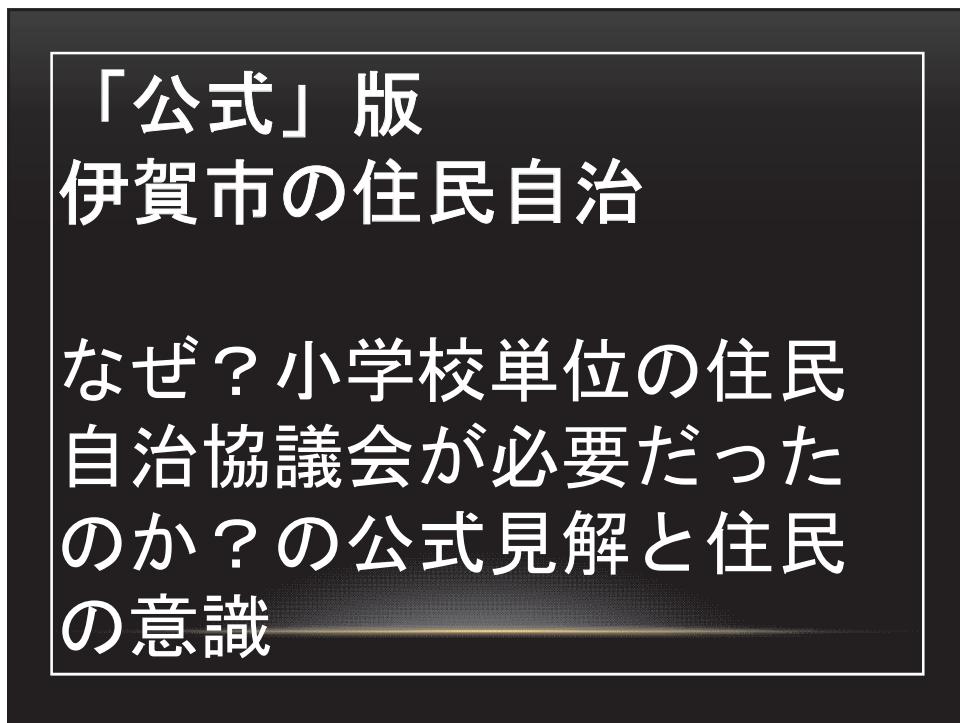
- ・敗戦・占領下の3S政策71年の結果
多数の、政治から遠ざけられた市民
- ・時に、否応なしに「市(および市長、市議会議員)」に押し付けられる国の政策
- ・住民間、行政職員市民と非行政職市民間の分断

国政選挙の政党別得票数(伊賀市及び他市比較)

平成26年12月14日執行 第47回衆議院議員選挙 比例代表選出議員投票結果		
政党名称	得票総数	割合
1 自由民主党	14,974	35.0%
2 公明党	7,659	17.9%
3 維新の党	7,247	17.0%
4 民主党	7,145	16.7% 33.7%
5 日本共産党	3,359	7.9%
6 社会民主党	1,076	2.5%
7 次世代の党	608	1.4%
8 生活の党	415	1.0%
9 幸福実現党	240	0.6%
得票数計(伊賀)	42,723	100.0%

平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙 比例代表選出議員投票結果		
政党名称	得票総数	割合
1 自由民主党	15,971	35.9%
3 公明党	6,977	15.7%
4 おおさか維新の会	3,368	7.6%
2 民進党	12,071	27.2% 34.7%
5 日本共産党	3,151	7.1%
6 社会民主党	1,049	2.4%
9 日本のこころを大切にする党	332	0.7% 1.3%
12 新党改革	232	0.5%
11 国民怒りの声	241	0.5%
7 生活の党と山本太郎となかまた	423	1.0%
8 幸福実現党	381	0.9%
10 支持政党なし	251	0.6%
得票数計(伊賀市)	44,448	100.0%
	+	1,725

資料 4



伊賀市の住民自治について

三重県伊賀市

公式版

伊賀市の住民自治について

住民自治

1. 住民自治を推進する背景と必要性

- ① 画一的行政の限界・非効率 …いろいろな地域から構成された伊賀市（×一括サービス提供）
一定の権限・財源を地域へ配分 → 地域で自己決定し自ら実践
(地域の実情に応じた取組みが必要)
- ② 公共部門の拡大により、地域の自治力の低下
公共サービスの一部を地域へ返還 → 地域の共同性の復活
(生きがい、地域課題の解決につながる)
- ③ 高度経済成長により多くの税金を投じ、あらゆる公共サービスを行政が提供
バブル崩壊により、深刻な財政難 → あらゆる主体が行政サービスを担う
(民間や地域に業務を委託)

2. 住民自治組織はなぜ必要か?

まちの情報共有	…地域の現状・課題、住民の考え方など
自由な参加・参画	…意欲のある人、地域外の人も大切に
活動方針・計画	…「地域まちづくり計画」としてできればまとめる
実践活動	…実行委員会形式で役割分担。いろんな主体の連携
みんなで考え、みんなで活動できる「公」の構づくり	
↓	
住民自治協議会	

誰もが住み続けたいと思えるまちづくりをするには、情報共有が重要となる。例えば、住民が地域を良くしたいと考えても、個々人がバラバラで考えているだけでは何も変わらない。地域への思いを持った人、まちづくり的具体的なアイデアを持った人が集まり、情報を持ち寄つて議論し、話し合った内容を計画としてまとめ、議論に参加しない人にも広報し、その内容を示して地域みんなで広く共有していく。そして、その計画に基に意欲のある人々や関係する団体が役割分担し、実行していく必要がある。

このように、みんなで考え、みんなで活動する仕組み、これが住民自治協議会である。決して組織を作ることが目的ではなく、地域ぐるみで良い知恵を出し、みんなで汗もかき、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりをしていく仕組みであり、「公」の構づくりである。

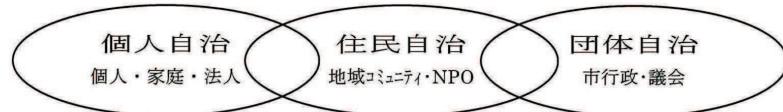
※「公」:みんなのもの、社会全体のものという意味。

**P. 6 情報共有
自由参加
計画
実践**

P.7

個人自治と住民自治と団体自治

広辞苑：自治とは「自分で自分のことを処理すること」



1) 地方主権における過去と現在

- 江戸時代…地域コミュニティが機能



水供給、ゴミ処理、保健衛生、道の整備などは地域住民が共同で対応
※自立・自助・共助の精神が根付いていた

- 現在社会…大半が行政の業務

中央集権により国→県→市町村→住民の関係が定着
※自立性が少なくなる

(課題)

団体自治の強化のためには規模の
メリットが求められる



住民自治をきめ細かく進めるには身
近なコミュニティが基礎単位となる

※大きさには限界がある

※小学校区（旧村）単位

P.7中段 1)地方分権における過去と現在

・江戸時代…地域コミュニティが機能

水供給、ゴミ処理、保健衛生、道の整備などは地域住民が共同で対応
※自立・自助・共助の精神が根付いていた

・現在社会…大半が行政の業務

中央集権により国→県→市町村→住民の関係が定着
※自立性が少なくなる

P.12 ◎住民自治協議会について

(1)役割

……地域の課題や問題点を地域住民で解決し、行政がこれらの活動を支援していく。

このことが、地域への愛情や誇りが深まり、住んでいて良かったと思え、住みよい地域の形成と活力あふれる地域の創造につながります。

ポイント

……あくまで地域住民により自主的に設置・運営されるものであり、行政の下部組織には決してしないという注意が必要です。

実態

自治に携わる住民と行政側の信頼関係があるとは、とても言えない状況。

理由

先に述べた※自立・自助・共助の精神に基づく自治を、本当に実現しようとする意志に、どう向き合ってきたか？

※地域住民で解決し、行政がこれらの活動を支援・・・立場の違いは理解したうえ、「共に汗をかく同士」として應えてきたか？

このことについて、指定管理者の事業や会議結果等、報告の形式で、WEB公開しても良いが、バラバラな実態を露にしたり、本来同じ立場であるべき市と住民間（の中だけ）で、責任追及したり、犯人探しをするのが本意ではないので、現在のところ「非公式見解」は公開していない。

⇒指定管理者であるが故の問題や課題

…「提言」にまとめ、担当部と市議会に提出、
市議会との意見交換会実施。

資料5

(行政に対する遠慮など)
強いて「気を遣う」とすれば・・・

日々、色々な重しの中で頑張っている担当者を
不要に責めるのも本意でない。基本的に市職員
は敵ではない。

いが若者まちづくりプロジェクト キックオフ会議



ゆめほりすセンター自主事業

いが若者まちづくりプロジェクト
「キックオフ会議」 2015年2月15日実施

- ・まちづくりの場に、「若者」の参画が少ない。
- ・若者の意見を聞く場がない。
- ・（若者は）意見を言う場がない。

伊賀市総人口 95,593人_{2015年1月31日現在}

65歳以上 28,677人

(いわゆる高齢化率30.0%)

20～39歳 20,605人 (21.6%)

(有権者である「若者」)



いが若 キックオフ会議

会議参加者

- ・N P O関係者 11名
- ・住民自治協議会
 &自治会関係者 13名
- ・社協 いが若サボ 3名
- ・一般市民 3名
- ・行政職員 5名
- ・発言者若者 9名
- ・聞き手代表 3名
- 伊賀市副市長
若手市議
- ・ファシリテーター 1名
- ・主催者 4名
- 合 計 51名



阿波地区住民自治協議会 藤森会長







『地域の自治を考える連続セミナー』議事録

第10回

日 時	2016年8月27日（土）13時30分～17時00分
会 場	奈良市生涯学習センター 3階学習室
テー マ	地域自治の支援体制の確立に向けて 1、伊賀市市民活動支援センター（公設民営）の機能・役割 2、NPOによる支援ネットワークの可能性～地縁組織とNPOの連携・協働に向けて～
講 師	1、森本 欣秀さん（伊賀市ゆめぽりすセンター長） 2、阿部 圭宏さん（認定NPO法人しがNPOセンター代表理事）
コーディネーター	木原 勝彬（「なら・未来」地域プロジェクトリーダー）



伊賀の実情を熱く語る森本さん NPO支援の重要性を説く阿部さん 会場からの質疑応答

第1部 「伊賀市市民活動支援センター（公設民営）の機能・役割」

森本欣秀さん（伊賀市ゆめぽりすセンター長）

1 ゆめぽりすセンター設立の経緯と地域の状況

1) 伊賀市の現況と課題

○設立の経緯等

・2004年11／1 伊賀市を中心とする6市町村で合併、同年12月自治基本条例制定

→ 自治協議会10団体設立

2005年04／1 伊賀市市民活動支援センター開設 → 自治協議会26団体設立で計36団体

2006/1/29にゆめが丘協設立で計37団体に

2007年09／1 支援センターが「ゆめぽりすセンター」に移転（市民活動支援センター内に併合）

→ 2012年久米が設立計38団体の自治協議会数となる（現在の数）

主な活動として地域防災や環境保全、広報、地域福祉、文化事業などを
部会制で推進。討論会や市政報告会なども自治協単位で実施

○地域の概況

・伊賀市の自治協 元々は小学校区単位で設置。38団体 → 小学校現在の数22校（16校が廃校されたため、自治協の数の方が多くなっている）

合併によって市域面積が拡大（奈良市の倍）され、住民サービスなどに広域化の課題が生まれた。

・とくに伊賀市中心部（旧上野市）に人口が集中（59,472人（63.2%））し、合併後も事実上の「トルが」

中心部に→旧上野市=現在の上野支所管内には「トル自治協は」21の自治協が(全体の55.3%)あるが、他の地区は、過疎化が進み人口減少が進む)。まちづくりの先頭にたつのが65~70歳で手弁当で役割を担って来たし、現在も尚「高齢化率」に含まれる市民が自治組織の執行機関を担っている。いた。

- こうした人口の密集地と過疎地の間に、自治協を運営していく上でのギャップがある。

→ 人口12,000人の自治協と344人の自治協が存在 → 地域課題がそれぞれ異なるため、当然ながら事業内容など違ってくるが、設立時に策定したまちづくり計画は、どの自治協も「総花的」な部会構成と事業内容であった。

○現在の自治協の抱える課題・問題点(自治協ヒアリング&インタビューから)

①役員・執行部

- 未だ区長会の形から脱却できていない
- 住民の自主性、自立した自治への取り組みを説いても伝わらない
- 自治協の私物化、一部グループに牛耳られている、住民の意向を受け入れない運営など

②住民との関係

- 地区住民の声が届く自治協になっていない。
- 自治協がなくなても住民はなんら困らない。
- 旧来住民と新規移入住民との間で自治会の一本化など出来ない

③行政の姿勢

- 市担当者、担当部署が現場に来てくれない → 市担当者は自治協との対話を望まない?
- 地域住民の生命財産に関わる施策のことなのに最後まで逃げていた
- 事務局の人員体制など人件費の削減しか考えていない

■講師からは、自治協に対しての市の対応が問題との指摘が多くあり、自治協と行政との信頼関係において現状の閉塞感が強く報告されていた → 以上の問題は制度面から見てもそうなることが予測でき、行政への期待、支援をどの程度として取り組むかは推進側として十分な議論が必要。

2)伊賀市の事例から自治協運営を考える

○伊賀市の自治協の実態

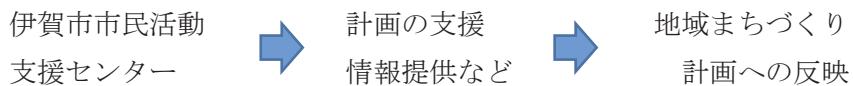
- 当市は住民自治の先進地として市も標榜し、世間もそう思っている → 視察がとても多いホントにそうなのか、住民からは「何の先進地か」と問題提起があり、ゆめぱりすセンターとしてはこれを定義化することが必要と判断。
- 全国351の市等が「まちづくり条例」を制定 → 伊賀市は23番目に自治基本条例が作られた。そして直ちにまちづくり協議会を立ち上げ、ほとんどの地域で協議会が作られたことが先進地となつたらしい → 伊賀流自治と行政が使っていたフレーズ・・・現在も行政側は多用

○真の自治協議会とは

- 市のHPでは「住民自治協議会の概要」を掲載(今回レジュメ2-5の下段左側の図)も次の点が実行されず現実とのギャップが多い。

(市のHP掲載の内容)

●自治会(区)と各種団体との協働(以下のように記載し連携とあるが)



●現実には一度の参画機会もなく推進された

現実のギャップは大きい（意欲ある自治協会長や自治に関心のある住民も、このままではいけない、住民側も行政も、ともに殻を破って地域自治を進めないと大変な状況を迎えると危惧）。

- ・住民自治協議会の機能として→条例26条では以下のように記載(今回レジュメ2-5P下段右図)

「答申権」「提案権」「同意権」「決定権」とあるが、伊賀市の現実は、この権能を自治協が理解し、活かすまちとはなっていない。

自治協議会の機能が全然活かされていない。 → 住民にこれらのこと理解させる事が必要

- ・「住民自治協議会の役職員同士で、率直に意見を言い、聞くこと」

「市との本音の話し合いの場を設定して「公開」で行う」

○行政と自治協議会の関係構築のあり方

- ・行政側の施策の進め方は、以下のような問題・課題に是正を。

- ① 担当課・係で、市が進める事業が影響「トル、関連」する地区の「小場」単位を一つひとつ回り、住民との対話を繰り返していく
- ② 住民の豊かさ、幸せにつながらない施策は見直す、止める（アリバイづくりのための地域住民説明会、審議会は廃止）
- ③ 住民に一番身近であるはずの市行政担当者との意識、行動ギャップが大きい。意欲はあっても諦め気味の人材が多いこともあり、これらの人材の活用が必要
- ④ マニフェストが選挙後即時破棄されても怒らない住民など → 講師の市等（特に一部管理職や地域の形を変えてしまうほどの施策をさせる担当省庁及び御用コンサルタントなど）への苛立ちと住民の不甲斐なさの指摘も現実的にはとても困難な課題であることを理解の上で進めねば。

3) 地域自治協議会の推進に当たって

○これからのあるべき住民自治を考えると

- ・(江戸時代) → 地域コミュニティが機能してた
水供給、ゴミ処理、保健衛生、道の整備などは地域住民が共同で対応
→ 自立・自助・共助の精神が根付いていた
- ・(現代社会) → 大半が行政の業務。中央集権により
国→県→市町村→住民の関係が定着 → 自立性がなくなる
- ・(今 後) → これからはこれらの行政サービスが財政上困難化する
もう一度地域のコミュニティを使って、行政の財源をできるだけ使わずに
住民福祉、公の施設の維持管理などをやってください が市の基本スタンス

○住民自治協議会の今後

- ・**地域の課題や問題点を地域住民で解決し、行政がこれらの活動を支援していく**
→ このことが地域への愛情や誇りが高まり、住んで良かったと思え、住みよい地域の形成と活力溢れる地域の創造に繋がる
- ・あくまでも地域住民により自主的に設置・運営されるものであり、行政の下部組織には決してしないという注意が必要。

■実態は 住民と行政側の信頼関係に問題

- 理由は
- ・前述した「自立・自助・共助」の精神に基づく自治を、本当に実現しようとする住民の意思に行政職員はどう向き合ってきたか
 - ・行政と住民ともに汗をかく同士として応えてきたか?

■提言として市に提出 → 配布資料5（今回レジュメ2-18のとおり）

報告者の独り言 → 「行政と住民が共に汗をかく」ことの大切さは観念論的にはそのとおり。しかしその為には①住民サイドからは、それに応えるリーダーシップ人材がいるか、いてもそれを支えるスタッフ人材が必要で、地域住民が我がこととしてこれらの仕組みに報酬もなく参画、協力出来る環境にあるか。
②行政サイドから見れば、年々増え続ける公的事務と人員削減と収入減財政の中で、これら事務に人員、資金を投入する施策順位は市民の合意が得られるだろうか。行政の怠慢とだけ決めつけることは・・・・推進していく我々も真剣に考えねばならない。

4)会場からの質問

- Q 公民館とかグランドの施設管理はどうされているか。奈良は有料で振込は出来ないと云われるが動きはよい。議員も調べてみると3ヶ月もかかって返事がない、言い訳ばかりの返事。
- A 基本的には同じ。会議室の利用料も指定管理では料金振込による収受も可能にしたが直営のときは実施できなかった。
- Q ①指定管理者制度は条例によってなされているか。何年単位か
②NPOの話は出てこないが、自治会が母体となっていると思われるが、折れ合いが難しいと思っているがどうか。
- A ①二つ条例があって一つにまとめた経緯がある。貸会議室の施設と市民活動支援を持つ中間支援センター機能を合体させ、指定管理者制度を導入した。導入第1期（H26～）は期間3年。第2期以降は、毎期5年を市は計画している。
ゆめぽりすセンターの現状の年間総経費は1,700万円強。指定管理料は初年度11,489,700円。第1期指定管理期間3年間合計34,229,100円。
市で予算化する際、指定管理実施直前の3年間（H23～H25年度）の收支を計算して指定管理料を算出した経緯がある。この時期のセンター人員体制は、伊賀市の嘱託職員2名と臨時職員1名体制で、その人件費は4,452,000円。
貸会議室の利用が一番少なかった時期に、市民活動支援の機能がほとんど果たせる状況に

ない人員体制に絞り込まれた3年間の時期をとらえて指定管理の予算が算出され、市民活動支援センターとして市が位置づけている「本来的機能」を実現しようとすぐにはその予算措置がなされる状況はない。

②NPOの事業もやっている。力を入れている支援事業は、活動を始めたばかりの、比較的大きくない、しかし意欲と理念をもった市民（団体）への活動支援です。本当に必要とする支援を、可能な限り、スタート初段階では「伴走」するつもりでサポートしています。ただ、NPOと地域自治協議会とは良い関係とはまだまだ言えない。市はNPOと自治協議会の活動を同等に扱っていると一応公言しているが、現実的には住民自治活動にウエイトを掛けている実態があるが、自治協議会はそう思っていない。

自力で頑張ってきたNPOは、「伊賀市ではNPOは育たない・・・」と感じている先人が多く、これは、行政を含めた「伊賀」という地域特性に起因したものかもしれない。このため活動を地道に拡大しているNPOは、県や国の業務委託事業や助成制度、協働事業などに「自力」でアタックし、頑張っている。行政担当者は、「市を活動のパートナーとして位置づけられていない」実態を認識して、猛省すべき。

第2部 「NPOによる支援ネットワークの可能性～地縁組織とNPOの連携・協働に向けて～」 阿部圭秀さん(認定NPO法人 しがNPOセンター代表理事)

1 滋賀県内の地域自治組織の動向

1)各地域の設立状況

長浜市	地域づくり協議会	東近江市	まちづくり協議会
湖南市	まちづくり協議会	草津市	まちづくり協議会
近江八幡市	まちづくり協議会	※ 安土町地域自治区地域協議会<協議>	

※ 滋賀県近江八幡市に設置されている滋賀県で唯一の地域自治区。2010年（平成22年）

3月21日の近江八幡市と蒲生郡安土町の合併に際し、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）に基づいて、合併に強く反対していた旧安土町に配慮して、合併から10年間の期限付きで設置された

甲賀市	自治振興会	栗東市	地域振興協議会
-----	-------	-----	---------

2)各市地域づくり協議会の動向

○東近江市

(経緯)・合併 2段階 2005.2 1市4町合併 2006.1 2町を合併

合併を機に、新市まちづくり計画の中で、集落や自治会より大きく、地域の一体感を保ち、住民が価値観の共有できる身近な自治の範囲において、市民と行政が協力して地域の課題を解決し、地域の個性を生かしたまちづくりを進める仕組みとして計画

(組織)・14地区にまちづくり協議会（旧八日市8地区、旧町6地区）

・交付金と補助金で運営 →公民館をコミュニティセンターとして指定管理を

- (評価) ・①設立後 10 年を経過するも指定管理と事務局機能が噛み合わず
 ②地域的課題解決に向き合えていない → イベント中心の運営等
 ③規模の違いから足並みが揃わない

-  ●設立が目的でない、課題に向き合えていない
 ●今年度から地域担当職員を配置も機能するかは疑問

○長浜市

- (経緯) ・合併を機に 2段階 2006.2 1市2町合併 2010.1 1市6町合併 計1市8町
 「地域課題の解決」や「地域が必要とする公共サービスの提供」を地域と行政が相談し、役割分担を決め、地域が中心となって実行していく組織として位置付け
 (組織) ・24地区に設立 → すべて公民館単位で(合併前の町では中学校と小学校単位で)
 (運営) ・三本の運営交付金
 「地域づくり交付金」と「地域づくり協議会提案事業交付金」と「地域づくり協議会事務局員支援交付金」 → 地域支援職員制度あり 一部公民館の指定管理あり
 (評価) ・①行政からの資金の出し方がみみっちい → やる気が見えない
 ②経営改革会議も進展ない(上記の姿勢が現れている) → 支援策も中途半端
 ③財政基盤が脆弱の要因もあるが、指定管理も進まず、次の展開が見えず

○湖南市

- (経緯) ・合併を機に 2004.10月設立
 2007年から順次、7地区で地域まちづくり協議会が設立
 (組織) ・行政区をベースに小学校区や中学校区といった一定の地域を基盤に設置。自治会加入、非加入も参加できる。
 (運営) ・区・自治会などでは解決できない課題に長期にわたり取り組むことができる組織として位置づけ、地域住民やテーマ・目的を持った団体やボランティアなどがつながるよう交流事業を重ね、地域固有の課題解決に向けた活動を展開

○草津市

- (経緯) ・2010年から「まちづくり協議会」順次設立 → 最も豊かな市(人口増、財政堅調)
 市長が協議会づくりを提唱、合併ではない形で推進
 (組織) ・13学区(現在14学区)～小学校区単位で設立
 支所機能があるのに必要がないとの議論もあった
 (運営) ・2012年度 地域一括交付金、ふるさとづくり交付金を交付
 → 自治連合会、青少年育成などの縦割りの補助金を廃止して全部まとめて一括交付金とした。これにアメ(ふるさとづくり交付金)4年間で300万円(使途自由)。
 ・2016年度から市民センターを「地域まちづくりセンター」に改組して、指定管理へ
 (条例を改正して来年度から実施へ)
 (評価) ・地域課題の発掘・対応が進まない → 従来型の各種団体が集まても中々良い知恵が浮かんでこない
 ・結果的にこれまでの各種団体の活動の延長でやっている(旧来の補助金で)

- ・草津市コミュニティ事業団による基礎講座等の開催（ここがまちづくり協議会向けの講座を実施している →指定管理に向けての）

2 しがNPOセンターの紹介と関わり

- 沿革
 - ・2009年5月11日 設立
 - ・2011年9月22日 NPO法人化
 - ・2013年9月11日 認定NPO法人取得
- 活動の柱
 - ・市民活動・NPO支援
 - ・地域コミュニティ支援
 - ・協働推進
 - ・調査研究・政策提案
 - ・災害ボランティアコーディネート
- 主な活動
 - ・NPO若人エンパワープロジェクト／1団体20万円の補助金を付けて、若い人育成
 - ・相談、コンサルティング
 - ・夏原グラント事務局 平和堂財団の環境保全活動助成（事務局を担っている）
 - ・草津市コミュニティ事業団からの委託(草津市協働コーディネート業務)
 - ・被災地支援活動
 - ・災害ボランティアコーディネーター養成講座開催
- センターの地域自治組織支援
 - ・委託事業（草津市）／住民アンケート集計、分析など
 - ・相談、コンサルティングで対応
 - ・講座の受講対象／災害ボランティアコーディネーター養成講座

3 地域自治組織の課題と支援体制について

1) どんな課題があるか

- ・自治会などの既存団体のメンバーによる組織化が多い
 - 既存団体の組織替えのみに留まっている
- ・運営ノウハウがない → 既存組織の延長のため新規性、斬新性に欠ける
- ・女性、若者などをうまく引きつけられていない
- ・専門的な知見がない → NPO、専門家との連携がない（連携が欠かせない）
- ・地域課題解決へ向かっていない → これが最も大切だが
- ・行政が「つくらせた」にもかかわらず、何をして欲しいがない
 - 行政からのアプローチがあって設立したのに何をして欲しいかが示されず、分かっていない
- ・コアとなる担い手不足 → 使命感はあっても次が分からない
- ・資金が不足 → 自主財源づくりが分からない
- ・指定管理、行政委託が組織強化に直結していない
 - 事務局機能を高めることが必要なのにそれに直結していない

2) 民間支援体制の整備について

- ・民間が支援する意味
 - 行政が直接、運営等の支援を行うと「協働」関係が崩れる

- 民間支援センターが支援することで、第3者的な立場で行える
- ・行政は基盤整備に特化
 - 仕組み、制度、資金
- ・民間支援の課題
 - オファーがないと動けない → 当方は依頼がないと動けない
 - そもそも支援が必要だという認識がされていない
- ・連携、協働する仕組みの提案
 - 何とかしようという動きも少ないし権限を渡す仕組みも出来ていない

第3部 総合質問

- Q 旧愛東町は協議会を作ることに熱心だったが、人口がかなり減少していく進んでいない。もっと他のやり方があったのではないか、思いが至らなかつたのか。
- Q 交付金が出されているが、会計処理ではどのような処理をされたか
- A 東近江市からは数千万円出していた。旧の町は支所があつて地域振興の担当が経理を担当していると思う。旧八日市町と協議会の人が担当していた、使い切りではなく基金にしても良いと思った。
- Q 公民館活動はどのような活動がされているか。
住民ニーズを汲み取っていいけば、運営は旨く行くはずだが、そのようになっているか。
- A 公民館はいろいろ形があつて、社会教育施設としての公民館（講座と施設運営）である草津市などでは、地域事業の拠点となっており、コミュニティセンター化しているので、これらの利用は良い。
- 住民ニーズの話は、いろんな団体の役員は長く担当（20数年も担当）、自分の活動がすべてと思っている。自分達の枠内の中でしか動けない。地域の声として届いていないのではないか。
- Q 自治組織のあり方が良く分からなくなっているが、こんな組織を作るのは行政が得になることがあると思うが、行政のすべてが機能すれば旨く行くと思うが、現状ではそうなっていない。どの行政もやる気があるのかどうか分からぬ。
- A 職員は真面目だからやらねばならないと思いこんで、地域の人に助けてと要請すれば良いのに、それが正直に言えない（何故か分からぬが）。10年やってきたが、ダメなものは旨くやれるかどうか分からぬ。動かすのは人なので、そんな人がいないと何事も旨く行かない。
- Q 湖南市の協議会条例に反対したのは何故？
- A 議会が反対したのは、議会のことかが書かれていたからと聞いている。
自治というと議会とばしを画策していると思って抵抗を示すのではないか。
- Q 間接民主主義の課題の話があつたが？
- A NPOを含めた人たちと関わることによって明らかとなってきたこと。それは3.11震災の支援のグループと関わりを持つことによって、市民活動としての支援を担当してきた。原発を考える映画会

などのPRを担当しポスターを貼ることにNOもあった、また震災がれきの伊賀市に受入の問題などのときに住民と一緒に動くということの大切さを知った。がれきの受入に区長会が反対、議員の数に圧倒されて通らないなどの間接民主主義の問題も大きいと思った。

Q 地域担当職員はじのような役割を果たせば良いか。

A これすら決めていない、何を担うかも分からず、イベントの使い走りになつたり地域の要求を担当者に伝えるだけになつたりしている。高島市は新人とベテランをセットで毎年の事業計画づくりに関わっていると聞いた。担当職員の多くは機能していない。

Q 行政やNPOの支援はどんなものが必要か、または欲しいか。

A 活動資金や活動を広めるための人と人をつなぐ支援が欲しい というのがあった。特徴的な例は、5つの自治協役員と行政の部長、支所、まちづくり課の会議で複数の役員から出たのが、「自分たちも町の中である程度務めてそれなりの知識を持った人がいる、あなた達ももっとスキルを上げて欲しい、私たちを上手く使えよ」と云われていた。行政ももっと知り得た情報をもっと自治協に提供すべきだ。

行政職員と一緒にもっと汗を搔きたい人が沢山いるのでそれらの人と一緒に行動を共にしてやりたいという人がいるので、これらを受け入れて欲しい。

Q 森本氏は民間から支援センターに入られている、地域組織で永らくやっている人、最近からやっている人など様々、旨く行くという団体といっていない団体があつて役員の負担も大きくて、企業が入ってきて上手くいかなかつた事例もあると聞いている。良い事例や問題事例を提示して。

A 多くの見学があるところやそれ以外も良くできたものもあり、前の副市長など思いが強い人で、PRのネタも用意してた。先進事例も執行部と住民の意思がなかつたりの事例もある。マンネリ化してしまった自治協もあると聞いている。

外から見て活動が活発なのは、住民の声や幸せを追求しようしている山間部に多い。執行部の人柄が出て行政との調整など参考になる。

Q ①情報の共有とは。②住民自治の話で理想のゴールとは

A (森本) 本当に大切な情報が市から市民に伝えられていないことが多いと思う。市長選の時に何を実行して欲しいか皆と話し合った際、自分はしてもらいたいことはなかった。ただ一つ行政の政策決定の過程を明らかにしてくれと云つた。自分の思いは、審議会などで決められていったことに思いが

あったため。

A (阿部) 地域に決定権があつて、地域の分権を進めること。汗だけ搔いて決定権がない、財源がないことはまっぴら。地域自治とNPOの問題は微妙な関係。ある地域をベースに活動しているNPOとの関係づくりが大切、お互いが補完し合う、NPOが社会にどうコミットするかが大事だが、そこが弱い。一般社団法人が凄い勢いで伸びている、NPOは数が増えているが社会変革を進めているところが弱い。政治的活動を少し制限されている点もあって自己規制をかけている。